別添資料① 脆弱性評価の結果

脆弱性評価の結果については、次のとおりです。

1 リスクシナリオ別の課題

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

- 1-(1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
- ○公共施設の耐震化および老朽化・長寿命化への対応のための修繕・改修工事等を計画的に行 う必要がある。
- ○介護保険施設・設備が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
- ○障害者施設が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
- ○公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園の耐震化は完了しているが、防災・減災の更なる機能強化を検討する必要がある。
- 〇公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等について、現時点で、避難確保計画を作成する必要のある土砂災害警戒区域内の施設においては全施設が作成し、年1回以上の避難訓練を実施しているが、今後も引き続き年1回以上の避難訓練を実施するように促すことが必要である。
- ○住宅の耐震化率についてはR2に84.3%であり、多数の者が利用する建築物の耐震化についてはR2に85.0%である。H18から一定の進捗は見られるものの、その進捗は鈍化している。
- ○住宅・建築物の耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修にかかる経済的負担 が大きいことなどから耐震化が進んでいない。
- ○耐震診断を実施した結果、改修が必要とされた木造住宅について、耐震改修にかかる経済的 負担が大きいことなどから耐震化が進んでいない。
- ○避難路、通学路等の危険なブロック塀等について、その安全性に対する認識不足などから対 策が進んでいない。
- ○被災建築物応急危険度判定の必要性に対する共通認識と災害対策本部での位置付け、判定を 実施するための人員確保やそれを補完するシステム等の環境整備等、実施体制の構築を図る 必要がある。
- ○建築年が古い公営住宅について経年劣化等が進み、災害時に住民に対し危険が発生するのを 防ぐため、施設の長寿命化を図る改修を行う必要がある。
- ○近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測される ため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
- ○消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには 進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であ り、大きく下回っている状態である。
- ○救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
- ○応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
- ○消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機 材の配備が必要である。
- ○消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
- ○大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
- ○小中学校施設の耐震化は完了している。
- ○経年劣化による学校施設の老朽化対策が必要。また、学校施設は避難所となっているが、非常用発電装置を設置しておらず、停電発生時に電源確保ができない。
- ○地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。

- ○地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルの全戸配布は完了して いるが、最新の防災情報等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
- ○避難情報(市町が発令する情報)と防災気象情報(気象庁等が発令する相当情報)を混同している市民が多い。災害時において最も重要な情報伝達について混乱が生じている。
- ○文化財建造物は耐震基準がない時代に建てられているため、特に不特定多数の観光客が出入りする公開施設に関しては、安全対策を検討する必要がある。

1-(2) 地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による 多数の死傷者の発生

- ○[再掲]介護保険施設・設備が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
- ○[再掲]障害者施設が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
- ○[再掲] 住宅の耐震化率についてはR2に84.3%であり、多数の者が利用する建築物の耐震化についてはR2に85.0%である。H18から一定の進捗は見られるものの、その進捗は鈍化している。
- ○[再掲]住宅・建築物の耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修にかかる経済 的負担が大きいことなどから耐震化が進んでいない。
- ○[再掲]耐震診断を実施した結果、改修が必要とされた木造住宅について、耐震改修にかかる 経済的負担が大きいことなどから耐震化が進んでいない。
- ○[再掲]避難路、通学路等の危険なブロック塀等について、その安全性に対する認識不足など から対策が進んでいない。
- ○[再掲]被災建築物応急危険度判定の必要性に対する共通認識と災害対策本部での位置付け、 判定を実施するための人員確保やそれを補完するシステム等の環境整備等、実施体制の構築 を図る必要がある。
- ○市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
- ○消防団員については定員割れの状況が続いている。
- ○[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測 されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
- ○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
- ○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
- ○[再掲]応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
- ○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
- ○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
- ○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
- ○住宅用火災警報器について、すべての住宅で設置が義務付けられているが、未設置住宅が存在する。設置済住宅についても、設置から10年経過した住宅用火災警報器の交換を推進するなど、適正な維持管理について啓発する必要がある。
- ○感震ブレーカーの認知度および設置状況については、微増はしているものの依然低い状況であり、必要性を啓発する必要がある。
- ○すべての防火対象物に係る消防用設備等の重大違反および防火管理体制の不備などを是正するため、適切な違反処理を行える人材を育成し、効果的な立入検査を実施する必要がある。
- ○危険物施設の維持管理の徹底と法令違反を是正するため、適切な立入検査を行える人材を育成し、効果的な立入検査を実施する必要がある。
- ○彦根城博物館について、防火設備の設置後30年以上経過し、老朽化・不具合の懸念がある。

- ○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
- ○市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
- ○[再掲]地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
- ○市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱倒壊による周辺被害が発生する恐れがある。
- ○指定文化財(建造物)には、設置後30年以上経過した防火設備もあり、災害時に十分な防火活動が行えない可能性がある。

1-(3) 一級河川の大規模氾濫やため池・防災インフラの損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生

- ○[再掲]公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等について、現時点で、避難確保計画を作成する必要のある土砂災害警戒区域内の施設においては全施設が作成し、年1回以上の避難訓練を実施しているが、今後も引き続き年1回以上の避難訓練を実施するように促すことが必要である。
- ○防災重点農業用ため池において耐震診断結果に基づく改修もしくは廃池を検討する必要がある。
- ○一級河川流域の抜本的な治水対策の実現と維持管理の実施について、河川管理者である県に対して要望を行なっているが、未改修区間も多く、また、堆積土砂も見受けられる状況であり、洪水被害から流域住民の生命と財産を守るため、河川整備等が積極的に推進されるよう、継続して強く要望していく必要がある。特に、一級河川芹川の抜本的な治水対策の実現については、中止されたダム建設事業と同等の治水安全度を有した代替案の提示を求め、その早期実施について強く要望していく必要がある。
- ○近年、各地域で局地的集中豪雨による道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、計画的 な河川・水路の改修整備を図る必要がある。
- 〇[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測 されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
- ○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
- 〇[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
- ○[再掲]応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
- ○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
- ○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
- ○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
- ○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
- ○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
- ○[再掲]地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
- ○要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に位置付けたうえで、各施設に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促す必要がある。
- ○[再掲]避難情報(市町が発令する情報)と防災気象情報(気象庁等が発令する相当情報)を混同している市民が多い。災害時において最も重要な情報伝達について混乱が生じている。

1-(4) 大規模な土砂災害(深層崩壊、天然ダムの損壊など)等による多数の死傷者の発生

○[再掲]公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等

について、現時点で、避難確保計画を作成する必要のある土砂災害警戒区域内の施設においては全施設が作成し、年1回以上の避難訓練を実施しているが、今後も引き続き年1回以上の避難訓練を実施するように促すことが必要である。

- ○近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山麓部での急傾斜地等における砂防事業の推進を図る必要がある。
- ○[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測 されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
- ○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
- ○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
- ○[再掲]応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
- ○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
- ○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
- ○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
- ○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
- ○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
- ○[再掲]地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルの全戸配布は完了しているが、最新の防災情報等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
- 〇[再掲]要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に位置付けたうえで、各施設に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促す必要がある。
- 〇[再掲]避難情報(市町が発令する情報)と防災気象情報(気象庁等が発令する相当情報)を混同している市民が多い。災害時において最も重要な情報伝達について混乱が生じている。

1-(5) 暴風雪等に伴う多数の死傷者の発生

- ○[再掲]公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等について、現時点で、避難確保計画を作成する必要のある土砂災害警戒区域内の施設においては全施設が作成し、年1回以上の避難訓練を実施しているが、今後も引き続き年1回以上の避難訓練を実施するように促すことが必要である。
- ○除雪対策については、規定値以上の積雪時に主要幹線道路を中心に実施している。生活道路 については、地域住民の協力を求めており、今後も広報等を通じ、啓発を図っていく必要が ある。
- ○[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測 されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
- ○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
- ○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
- ○[再掲]応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
- ○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
- ○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
- ○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
- ○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
- ○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
- ○[再掲]地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルの全戸配布は完

- 了しているが、最新の防災情報等を反映させるため定期的な見直しが必要である。
- ○[再掲]避難情報(市町が発令する情報)と防災気象情報(気象庁等が発令する相当情報)を混同している市民が多い。災害時において最も重要な情報伝達について混乱が生じている。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を 確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ

2-(1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ○高度な医療を要する人で特に人工呼吸器等の電力が必要な人の対象者の正確な把握が難しく、個別支援計画の策定が進んでいない。状況により複数の所属が関係していたり、制度の 狭間になる対象については個別支援計画の策定の支援が難しい現状がある。人工呼吸器等医療機器利用者を支援するために、避難所等における非常電源確保が課題である。
- ○農道・林道における橋梁・トンネルの個別施設計画に基づき、計画的に修繕を進める必要がある。
- ○広域農道について、舗装修繕計画に基づく補修工事の実施と定期的に点検・調査を行い、状況に応じた修繕計画の見直しが必要である。
- ○未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。
- ○住民避難ルート沿道の大規模建築物の倒壊を防ぐ必要がある。
- ○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
- ○水道施設・管路について、災害時の供給停止期間を最小限に抑えるために復旧作業が迅速に 進むよう、特に基幹管路の耐震化を進める必要がある。
- ○[再掲]小中学校施設の耐震化は完了している。
- ○[再掲]経年劣化による学校施設の老朽化対策が必要。また、学校施設は避難所となっているが、非常用発電装置を設置しておらず、停電発生時に電源確保ができない。
- ○災害対応を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的 に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必 要がある。
- ○災害時に想定される必要量に対して非常用飲食料や物資の備蓄量が不足している。
- ○地域における防災体制強化のため、今後も継続的に防災に関する啓発等を進める必要がある。
- ○災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設 (特に市域の北部)や資機材の見直しをする必要がある。
- ○市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備が 必要である。
- ○大規模災害に備え、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進める必要がある。
- ○災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入 態勢を整える必要がある。
- ○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
- ○県内並びに栃木県佐野市、茨城県水戸市、香川県高松市、岐阜県大垣市との間では相互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、同時被災防止の観点から、協定締結先の拡大を検討する必要がある。
- ○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
- ○大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し、バス事業者と協定を結ぶ必要がある。
- 〇[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱倒壊による周辺被害が発生する恐れがある。

2-(2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ○[再掲]農道・林道における橋梁・トンネルの個別施設計画に基づき、計画的に修繕を進める 必要がある。
- ○[再掲]広域農道について、舗装修繕計画に基づく補修工事の実施と定期的に点検・調査を行い、状況に応じた修繕計画の見直しが必要である。
- ○幹線道路の整備については、継続して整備している路線に加えて、今後における道路整備の必要性や優先性を明確にし、整備を優先する路線を定めた「彦根市道路整備プログラム」を令和4年3月に策定、公表し、これに基づき着実に整備を進める必要がある。また、県においても、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」を策定され、地域に必要な道路の整備計画を整理されており、これらの国県事業について、円滑な事業促進のため、国や県に対し、継続して要望活動および提言を行っていく必要がある。
- ○道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。また、令和5年3月に策定した「彦根市舗装修繕計画」に基づき、主要道路である1級、2級市道を中心に計画的に舗装の修繕を行う必要がある。
- ○橋梁の維持管理については、平成25年度(2013年度)に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年(2014年)7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。
- ○[再掲]近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山麓部での急傾斜地等における 砂防事業の推進を図る必要がある。
- ○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
- ○道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的 に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図 る必要がある。
- ○[再掲]災害時に想定される必要量に対して非常用飲食料や物資の備蓄量が不足している。
- ○[再掲]地域における防災体制強化のため、今後も継続的に防災に関する啓発等を進める必要がある。
- ○[再掲]災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の 増設(特に市域の北部)や資機材の見直しをする必要がある。
- ○[再掲]大規模災害に備え、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進める必要がある。
- ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。
- ○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。

2-(3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ○災害時避難行動要支援者制度について、住民同士のつながりの希薄さや個人情報に対する意 識等から登録者数が伸び悩んでいる。
- ○[再掲]未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。
- ○[再掲]消防団員については定員割れの状況が続いている。
- ○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
- ○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。
- ○[再掲]応急手当が実施できる市民を増やす必要がある。
- ○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。
- ○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。

- ○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
- ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。
- ○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。

2-(4) 想定を超える大量の帰宅困難者(観光客を含む)の発生による混乱

- ○[再掲]未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。
- ○公共交通機関が停止した場合に、より多くの人に影響が出る。
- ○公共交通機関が災害等で機能停止となれば、復旧までには長期の時間を要することとなる。
- ○市内の鉄道駅4駅について、災害発生時には、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、 利用者の閉じ込めが発生する可能性がある。
- ○大規模災害時には、駅等のターミナルにおいて通勤・通学者、観光客、ビジネス客等、多く の帰宅困難者が集中し、大きな混乱が予想されることから、安全安心で快適なまちづくりを 進める必要がある。
- ○[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測 されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
- ○情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、 情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する必要がある。
- ○公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者の受け入れのために一時滞在施設の確保が必要である。
- ○地域で避難所運営ができるよう引き続き啓発等が必要である。
- ○[再掲]大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し、バス事業者と協定を結ぶ必要がある。

2-(5) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ○医療救護計画のシミュレーションを行う必要がある。
- ○[再掲]高度な医療を要する人で特に人工呼吸器等の電力が必要な人の対象者の正確な把握が 難しく、個別支援計画の策定が進んでいない。状況により複数の所属が関係していたり、制 度の狭間になる対象については個別支援計画の策定の支援が難しい現状がある。人工呼吸器 等医療機器利用者を支援するために、避難所等における非常電源確保が課題である。
- ○妊婦については,母子健康手帳交付の際に面談を実施し、各個人の状況を把握して、妊婦台帳を作成しているが、要援護者のリスト化と個別支援計画の策定が必要である。
- ○[再掲]災害時避難行動要支援者制度について、住民同士のつながりの希薄さや個人情報に対する意識等から登録者数が伸び悩んでいる。
- ○[再掲]幹線道路の整備については、継続して整備している路線に加えて、今後における道路 整備の必要性や優先性を明確にし、整備を優先する路線を定めた「彦根市道路整備プログラム」を令和4年3月に策定、公表し、これに基づき着実に整備を進める必要がある。また、県においても、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」を策定され、地域に必要な道路の整備計画を整理されており、これらの国県事業について、円滑な事業促進のため、国や県に対し、継続して要望活動および提言を行っていく必要がある。
- ○[再掲]道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。また、令和5年3月に策定した「彦根市舗装修繕計画」に基づき、主要道路である1級、2級市道を中心に計画的に舗装の修繕を行う必要がある。
- 〇[再掲]橋梁の維持管理については、平成25年度(2013年度)に策定した「彦根市橋梁長寿命化 修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年(2014年)7月に道路法が

改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。

- ○[再掲]未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。
- ○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
- ○[再掲]水道施設・管路について、災害時の供給停止期間を最小限に抑えるために復旧作業が 迅速に進むよう、特に基幹管路の耐震化を進める必要がある。
- ○断水時においても、市立病院の機能を3日分程度維持するための水の貯水量が不足している。
- ○市立病院における貯水槽やコージェネレーション発電機等の設備は地下に設置されており、 浸水時に設備の機能が失われる可能性がある。
- ○新市立病院開設から年数が経過し、空調設備等の設備の老朽化が著しい中で、空調等設備の 突発的な不具合が発生した場合、すぐさま患者への治療もしくは療養環境に影響がでる。
- ○[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を 定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強 化を図る必要がある。
- ○[再掲]市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の 整備が必要である。
- ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。
- ○[再掲]大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療 従事者等の飲食料を備蓄する必要がある。

2-(6) 大規模な自然災害と感染症の同時発生

- ○浸水被害が甚大な場合の防疫対応(消毒の実施、消毒剤の配布・指導)について、現在の役割 分担では対応が困難となる可能性が高い。
- ○本市の下水道管の耐震性能は概ね確保されているため、引き続き施設の性能確保に努める必要がある。
- ○下水道業務継続計画(BCP)に基づいた管理体制の強化を図る必要がある。
- ○[再掲]水道施設・管路について、災害時の供給停止期間を最小限に抑えるために復旧作業が 迅速に進むよう、特に基幹管路の耐震化を進める必要がある。
- ○消毒液や感染防止手袋、マスクなどの備蓄品を確保・更新する必要がある。

2-(7) 福祉避難所開設のためのスタッフ、救援物資および医療機器等の不足により、福祉避 難所が開設できない事態

- ○[再掲]介護保険施設・設備が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
- ○[再掲]障害者施設が老朽化しており、災害時に施設の倒壊等の可能性がある。
- ○福祉避難所開設に関する協定締結先施設数を増やし、福祉避難所が開設可能な施設を充実させる必要がある。
- ○[再掲]災害時避難行動要支援者制度について、住民同士のつながりの希薄さや個人情報に対する意識等から登録者数が伸び悩んでいる。
- ○[再掲]幹線道路の整備については、継続して整備している路線に加えて、今後における道路整備の必要性や優先性を明確にし、整備を優先する路線を定めた「彦根市道路整備プログラム」を令和4年3月に策定、公表し、これに基づき着実に整備を進める必要がある。また、県においても、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」を策定され、地域に必要な道路の整備計画を整理されており、これらの国県事業について、円滑な事業促進のため、国や県に対し、継続して要望活動および提言を行っていく必要がある。

- ○[再掲]道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。また、令和5年3月に策定した「彦根市舗装修繕計画」に基づき、主要道路である1級、2級市道を中心に計画的に舗装の修繕を行う必要がある。
- 〇[再掲]橋梁の維持管理については、平成25年度(2013年度)に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年(2014年)7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。
- ○[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を 定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強 化を図る必要がある。
- ○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-(1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

○大規模災害に被災した場合、市税や保険料等の納期限までの納付が困難になることが予想される。

3-(2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ○[再掲]公共施設の耐震化および老朽化・長寿命化への対応のための修繕・改修工事等を計画 的に行う必要がある。
- ○家屋被害認定業務について、被災住宅の規模が数百件になった場合、ペーパー管理では対応 が厳しくなるほか、マンパワーが不足することになる。また、現在は発災時の対応マニュア ル等が整備されていないため、初動に遅れが発生することが考えられる。
- 〇本庁舎(既存庁舎)の非常用発電機は72時間の連続稼働が可能であるが、水冷式であるため水 道断水時は3.5時間程度しか稼働できない。
- ○[再掲]公立・私立の幼稚園、認可保育所、こども園の耐震化は完了しているが、防災・減災 の更なる機能強化を検討する必要がある。
- ○犬上分署で119番受信する際は、通報場所を探す地図検索装置が必要であるが、あくまで119番受信の迂回先であるため、設備はなく通報場所特定に時間を要する。
- ○災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継続計画 を見直す必要がある。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積を継続 して行う必要がある。
- ○[再掲]災害対応を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を 定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を 図る必要がある。
- ○消毒液や感染防止手袋、マスクなどの備蓄品を確保・更新する必要がある。
- ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。
- ○災害対策本部機能(①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③対策の 決定と遂行)を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要であ る。
- ○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
- ○[再掲]県内並びに栃木県佐野市、茨城県水戸市、香川県高松市、岐阜県大垣市との間では相 互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、同時被災防止の観点から、協定締 結先の拡大を検討する必要がある。
- ○[再掲]地域で避難所運営ができるよう引き続き啓発等が必要である。

- ○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
- ○出前講座について、地域防災力の向上のため、常に新しい内容や話題を取り入れる必要がある。
- 〇[再掲]大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療 従事者等の飲食料を備蓄する必要がある。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- ○災害時が発生した場合に、中小企業・小規模企業において経済活動等が継続できるよう事業 継続計画の策定が必要である。
- ○[再掲]すべての防火対象物に係る消防用設備等の重大違反および防火管理体制の不備などを 是正するため、適切な違反処理を行える人材を育成し、効果的な立入検査を実施する必要が ある。
- ○[再掲]危険物施設の維持管理の徹底と法令違反を是正するため、適切な立入検査を行える人 材を育成し、効果的な立入検査を実施する必要がある。

4-(2) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ○[再掲]災害が発生した場合に、中小企業・小規模企業において経済活動等が継続できるよう 事業継続計画の策定が必要である。
- ○[再掲]幹線道路の整備については、継続して整備している路線に加えて、今後における道路整備の必要性や優先性を明確にし、整備を優先する路線を定めた「彦根市道路整備プログラム」を令和4年3月に策定、公表し、これに基づき着実に整備を進める必要がある。また、県においても、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」を策定され、地域に必要な道路の整備計画を整理されており、これらの国県事業について、円滑な事業促進のため、国や県に対し、継続して要望活動および提言を行っていく必要がある。
- ○[再掲]道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。また、令和5年3月に策定した「彦根市舗装修繕計画」に基づき、主要道路である1級、2級市道を中心に計画的に舗装の修繕を行う必要がある。
- 〇[再掲]橋梁の維持管理については、平成25年度(2013年度)に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年(2014年)7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。
- ○歩道のバリアフリー化については、平成15年度(2003年度)に策定した「彦根市交通バリアフリー基本構想」に基づく重点整備地区内の特定経路において事業を継続して実施するとともにその他道路についても計画的な事業推進を図る必要がある。
- ○安全な自転車通行空間の確保については、幹線道路の整備や歩道のバリアフリー化に合わせて公安委員会と協議を行い、道路構造令に基づく自転車歩行車道の整備を図っていく必要がある
- ○[再掲]一級河川流域の抜本的な治水対策の実現と維持管理の実施について、河川管理者である県に対して要望を行なっているが、未改修区間も多く、また、堆積土砂も見受けられる状況であり、洪水被害から流域住民の生命と財産を守るため、河川整備等が積極的に推進されるよう、継続して強く要望していく必要がある。特に、一級河川芹川の抜本的な治水対策の実現については、中止されたダム建設事業と同等の治水安全度を有した代替案の提示を求め、その早期実施について強く要望していく必要がある。
- ○[再掲]近年、各地域で局地的集中豪雨による道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、 計画的な河川・水路の改修整備を図る必要がある。

- ○[再掲]近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山麓部での急傾斜地等における 砂防事業の推進を図る必要がある。
- ○[再掲]公共交通機関が停止した場合に、より多くの人に影響が出る。
- ○[再掲]公共交通機関が災害等で機能停止となれば、復旧までには長期の時間を要することと なる。
- ○[再掲]市内の鉄道駅4駅について、災害発生時には、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生する可能性がある。
- ○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
- ○[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を 定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強 化を図る必要がある。
- ○[再掲]災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の 増設(特に市域の北部)や資機材の見直しをする必要がある。
- ○[再掲]大規模災害に備え、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進める必要がある。

4-(3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

- ○[再掲]幹線道路の整備については、継続して整備している路線に加えて、今後における道路整備の必要性や優先性を明確にし、整備を優先する路線を定めた「彦根市道路整備プログラム」を令和4年3月に策定、公表し、これに基づき着実に整備を進める必要がある。また、県においても、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」を策定され、地域に必要な道路の整備計画を整理されており、これらの国県事業について、円滑な事業促進のため、国や県に対し、継続して要望活動および提言を行っていく必要がある。
- ○[再掲]道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要がある。また、令和5年3月に策定した「彦根市舗装修繕計画」に基づき、主要道路である1級、2級市道を中心に計画的に舗装の修繕を行う必要がある。
- ○[再掲]橋梁の維持管理については、平成25年度(2013年度)に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年(2014年)7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。
- ○[再掲]一級河川流域の抜本的な治水対策の実現と維持管理の実施について、河川管理者である県に対して要望を行なっているが、未改修区間も多く、また、堆積土砂も見受けられる状況であり、洪水被害から流域住民の生命と財産を守るため、河川整備等が積極的に推進されるよう、継続して強く要望していく必要がある。特に、一級河川芹川の抜本的な治水対策の実現については、中止されたダム建設事業と同等の治水安全度を有した代替案の提示を求め、その早期実施について強く要望していく必要がある。
- ○[再掲]近年、各地域で局地的集中豪雨による道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、 計画的な河川・水路の改修整備を図る必要がある。
- ○[再掲]近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山麓部での急傾斜地等における 砂防事業の推進を図る必要がある。
- ○[再掲]災害対応を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を 定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を 図る必要がある。
- ○[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を 定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強 化を図る必要がある。
- ○[再掲]災害時に想定される必要量に対して非常用飲食料や物資の備蓄量が不足している。
- ○[再掲]地域における防災体制強化のため、今後も継続的に防災に関する啓発等を進める必要

がある。

- ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。
- ○[再掲]地域における防災体制強化のための更なる取り組みが必要である。
- ○[再掲]県内並びに栃木県佐野市、茨城県水戸市、香川県高松市、岐阜県大垣市との間では相 互の救助・救急活動のための応援協定を締結しているが、同時被災防止の観点から、協定締 結先の拡大を検討する必要がある。

4-(4) 有害物質・油の大規模拡散・流出および農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒 廃・多面的機能の低下

- ○油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう、県と連携して事業者に啓発する必要がある。
- ○災害時において、既存建築物の吹付アスベストが飛散する可能性があり、アスベスト対策を 講ずる必要がある。
- ○災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射性物質の拡散や放射線 の影響等についての知識を普及啓発する必要がある。
- ○[再掲]危険物施設の維持管理の徹底と法令違反を是正するため、適切な立入検査を行える人材を育成し、効果的な立入検査を実施する必要がある。
- 〇農業従事者の高齢化や担い手への農地集約の推進に伴い、農地や農業施設の保全管理が困難 になりつつある。また、多面的機能支払交付金事業の事務が繁雑で、取り組みに消極的な集 落がある。
- 〇本市は96.5%強が私有林であり、施業の集約化や森林伐採など作業を行う場合、森林所有者 の特定や境界の明確化、施業への理解が課題である。
- ○社会経済情勢の変化により、管理・利用されずに荒廃し、野生獣の住処となり、森林の多面 的機能が低下するなど、住民生活に支障を及ぼしている。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の 被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-(1) テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用 する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行 動や救助・支援が遅れる事態

- 〇[再掲]犬上分署で119番受信する際は、通報場所を探す地図検索装置が必要であるが、あくまで119番受信の迂回先であるため、設備はなく通報場所特定に時間を要する。
- ○[再掲]情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとと もに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する必要が ある。
- ○災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(Jアラート)を導入済みであるが、定期的な運用試験等により安定した運用を促進する必要がある。
- ○緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る必要がある。
- 〇[再掲]災害対策本部機能(①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③ 対策の決定と遂行)を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要 である。
- ○電話回線切断時の通信手段を確保する必要がある。
- ○市立病院来院者の情報収集手段を確保するため、無線LANを整備する必要がある。

5-(2) 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプ

ライチェーン等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

- ○[再掲]本庁舎(既存庁舎)の非常用発電機は72時間の連続稼働が可能であるが、水冷式である ため水道断水時は3.5時間程度しか稼働できない。
- ○[再掲]市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の 整備が必要である。
- ○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
- ○[再掲]危険物施設の維持管理の徹底と法令違反を是正するため、適切な立入検査を行える人 材を育成し、効果的な立入検査を実施する必要がある。
- ○[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱倒壊による周辺被害が発生する恐れがある。

5-(3) 上下水道等の長期間にわたる供給停止

- ○[再掲]水道施設・管路について、災害時の供給停止期間を最小限に抑えるために復旧作業が 迅速に進むよう、特に基幹管路の耐震化を進める必要がある。
- ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。
- ○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。
- ○災害時における浄化槽の被災状況についての報告、連絡体制を構築するため、浄化槽管理者 情報を整備する必要がある。
- ○農業集落排水処理施設について、職員数が少なく、また他施設の調査に人員が割かれるため、迅速な被害調査ができないことが予測される。また、被災調査に必要な資器材が不足している。
- ○農業集落排水処理施設について、仮設電源を常備していないため、リースの在庫状況や運搬 経路の被災状況等により、スムーズに調達・対応が出来ないことが想定される。
- ○[再掲]本市の下水道管の耐震性能は概ね確保されているため、引き続き施設の性能確保に努める必要がある。
- ○[再掲]下水道業務継続計画(BCP)に基づいた管理体制の強化を図る必要がある。
- ○彦根市浄化槽業者協議会と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要がある。 る
- ○防災拠点や避難所における緊急時のトイレがまだまだ不足している。
- ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。

5-(4) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ○[再掲]農道・林道における橋梁・トンネルの個別施設計画に基づき、計画的に修繕を進める 必要がある。
- ○[再掲]広域農道について、舗装修繕計画に基づく補修工事の実施と定期的に点検・調査を行い、状況に応じた修繕計画の見直しが必要である。
- ○[再掲]幹線道路の整備については、継続して整備している路線に加えて、今後における道路整備の必要性や優先性を明確にし、整備を優先する路線を定めた「彦根市道路整備プログラム」を令和4年3月に策定、公表し、これに基づき着実に整備を進める必要がある。また、県においても、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」を策定され、地域に必要な道路の整備計画を整理されており、これらの国県事業について、円滑な事業促進のため、国や県に対し、継続して要望活動および提言を行っていく必要がある。
- ○[再掲]道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っているが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必

要がある。また、令和5年3月に策定した「彦根市舗装修繕計画」に基づき、主要道路である1級、2級市道を中心に計画的に舗装の修繕を行う必要がある。

- ○[再掲]橋梁の維持管理については、平成25年度(2013年度)に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効果的に整備を進める必要があるが、平成26年(2014年)7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、橋長2m以上が近接目視による検査によることとされたことから、対象橋梁が増加し、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要がある。
- ○[再掲]歩道のバリアフリー化については、平成15年度(2003年度)に策定した「彦根市交通バリアフリー基本構想」に基づく重点整備地区内の特定経路において事業を継続して実施するとともにその他道路についても計画的な事業推進を図る必要がある。
- ○[再掲]安全な自転車通行空間の確保については、幹線道路の整備や歩道のバリアフリー化に 合わせて公安委員会と協議を行い、道路構造令に基づく自転車歩行車道の整備を図っていく 必要がある。
- ○[再掲]一級河川流域の抜本的な治水対策の実現と維持管理の実施について、河川管理者である県に対して要望を行なっているが、未改修区間も多く、また、堆積土砂も見受けられる状況であり、洪水被害から流域住民の生命と財産を守るため、河川整備等が積極的に推進されるよう、継続して強く要望していく必要がある。特に、一級河川芹川の抜本的な治水対策の実現については、中止されたダム建設事業と同等の治水安全度を有した代替案の提示を求め、その早期実施について強く要望していく必要がある。
- ○[再掲]近年、各地域で局地的集中豪雨による道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、 計画的な河川・水路の改修整備を図る必要がある。
- ○[再掲]近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山麓部での急傾斜地等における 砂防事業の推進を図る必要がある。
- ○[再掲]公共交通機関が停止した場合に、より多くの人に影響が出る。
- ○[再掲]公共交通機関が災害等で機能停止となれば、復旧までには長期の時間を要することと なる。
- ○[再掲]市内の鉄道駅4駅について、災害発生時には、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生する可能性がある。
- ○[再掲]市内には4mに満たない道路(狭あいな道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。
- ○[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を 定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強 化を図る必要がある。
- ○商店街等の衰退に伴い、空き店舗等が増加し、街なかの賑わいが失われ、経済活動の弱体化 を招いている。また、弱体によりアーケードの維持管理が困難な状況に陥っている。
- ○災害時の倒壊による道路の閉塞や火災発生等を防止するため、県と連携し計画的に空家等対策を進める必要がある。
- ○[再掲]本市の下水道管の耐震性能は概ね確保されているため、引き続き施設の性能確保に努める必要がある。
- ○[再掲]下水道業務継続計画(BCP)に基づいた管理体制の強化を図る必要がある。
- ○[再掲]水道施設・管路について、災害時の供給停止期間を最小限に抑えるために復旧作業が 迅速に進むよう、特に基幹管路の耐震化を進める必要がある。

目標6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 6-(1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
- ○[再掲]災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継 続計画を見直す必要がある。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積

を継続して行う必要がある。

- ○被災地域の速やかな復興に資するため、県、市町と連携し、大規模な自然災害により、生活 基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実を図る必要がある。
- ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。
- 〇[再掲]災害対策本部機能(①情報の収集と分析、②分析に基づく現状把握と今後の予測、③ 対策の決定と遂行)を円滑に進めていくため対応職員の統一した状況認識を持つことが必要 である。
- ○[再掲]市防災訓練を今後も継続して行う必要がある。

6-(2) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ○災害廃棄物仮置場候補地を選定しているが、想定する災害廃棄物量に対して面積が不足して いる。
- ○[再掲]未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。
- ○災害廃棄物の処理に関する協定先の企業と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化 を図るとともに、別の民間企業とも協定を締結する等、体制の強化充実を図る必要がある。
- ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。

6-(3) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

- ○[再掲]家屋被害認定業務について、被災住宅の規模が数百件になった場合、ペーパー管理では対応が厳しくなるほか、マンパワーが不足することになる。また、現在は発災時の対応マニュアル等が整備されていないため、初動に遅れが発生することが考えられる。
- ○[再掲]大規模災害に被災した場合、市税や保険料等の納期限までの納付が困難になることが 予想される。
- ○[再掲]消防団員については定員割れの状況が続いている。
- 〇[再掲]近年経験豊富な職員が大量退職しており、技術伝承など組織運営における障害が予測 されるため、消防職員の養成や教育訓練が非常に重要となる。
- ○[再掲]消防職員の増員計画に基づき年次的に増員を図っているが、早期退職等もあり計画通りには進んでいない。また、国の定める消防力の整備指針による本市人員の基準数は238人であり、大きく下回っている状態である。
- ○[再掲]救急救命士の増員を図り、さらなる迅速・的確かつ安全な救急活動の充実を図る必要がある。

6-(4) 後世に残すべき貴重な文化財建造物等の文化遺産の損壊・損失

- ○[再掲]文化財建造物は耐震基準がない時代に建てられているため、特に不特定多数の観光客が出入りする公開施設に関しては、安全対策を検討する必要がある。
- 〇[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱倒壊による周辺被害が発生する恐れがある。
- ○他の自治体において、台風や火災による収蔵文化財への大きな被害が発生している。彦根市でも現有の収蔵スペースが不足しており、動産文化財の保存が難しい状況となっている。
- ○[再掲]指定文化財(建造物)には、設置後30年以上経過した防火設備もあり、災害時に十分な 防火活動が行えない可能性がある。
- ○[再掲]消防隊員が安全に活動できるように、各種資機材の点検・更新・配備を進め、不足する資機材の配備が必要である。

- ○[再掲]消火栓や防火水槽、消防車両の老朽化に伴い、修繕や更新配備等が必要である。
- ○[再掲]大規模火災等の特異な災害では、多種多様な資機材が数多く必要となる。
- ○[再掲]感震ブレーカーの認知度および設置状況については、微増はしているものの依然低い 状況であり、必要性を啓発する必要がある。
- ○[再掲]すべての防火対象物に係る消防用設備等の重大違反および防火管理体制の不備などを 是正するため、適切な違反処理を行える人材を育成し、効果的な立入検査を実施する必要が ある。
- ○[再掲]危険物施設の維持管理の徹底と法令違反を是正するため、適切な立入検査を行える人 材を育成し、効果的な立入検査を実施する必要がある。
- ○[再掲]彦根城博物館について、防火設備の設置後30年以上経過し、老朽化・不具合の懸念がある。
- ○[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が行われるため、応援のための人員や物資の受入態勢を整える必要がある。

6-(5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる 事態

- ○[再掲]未整備の都市計画公園等が存在しており、オープンスペースの確保が十分でない。
- ○災害後の円滑な復旧復興を可能とするため、土地境界等を明確にしておく必要がある。